

砂川市規則第17号  
令和6年3月29日

砂川市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市会計規則の一部を改正する規則

砂川市会計規則（平成17年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第29条を次のように改める。

（公金の徴収又は収納の委託）

第29条 市長は、法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）に公金の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、当該指定公金事務取扱者と委託契約を締結しなければならない。

2 前項の委託契約を締結しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

3 市長は、第1項の委託契約を締結したときは、法第243条の2第2項の規定に基づき告示しなければならない。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第52条中「第165条の8」を「第165条の7」に改める。

第78条中「第165条の4」を「第165条の3」に改める。

第83条第1項中「第165条の5」を「第165条の4」に改める。

別表1中

「

〃	社会福祉課	社会福祉課長	〃
---	-------	--------	---

」

を

「

〃	社会福祉課	社会福祉課長	〃
〃	子育て支援課	子育て支援課長	〃

」

に改める。

別表2中

「

	社会福祉課	社会福祉課長	税外の収納事務
--	-------	--------	---------

	社会福祉係長	〃
	子ども保育係長	〃
	子育て支援係長	〃
	保育所長	〃
	保育園長	〃

」

を

「

	社会福祉課	社会福祉課長	税外の収納事務
		社会福祉係長	〃
	子育て支援課	子育て支援課長	〃
		子ども保育係長	〃
		子育て支援係長	〃
		保育所長	〃
		保育園長	〃

」

に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。